

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 21 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(開成町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。	第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～7 (略)	4～7 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ	第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ

改正後	改正前
て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	て、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

一般職給料表

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 233,700	円 261,700	円 292,000	円 321,100	円 346,600	円 385,800	円 429,200
	2	196,900	235,000	262,800	293,200	322,800	348,500	388,400	431,600
	3	198,100	236,300	263,900	294,500	324,500	350,300	390,700	434,100
	4	199,200	237,600	265,000	295,700	326,000	352,100	392,900	436,500
	5	200,300	238,700	266,100	296,900	327,400	353,800	394,800	438,400

	6	202,000	239,800	267,000	297,900	328,700	355,500	397,100	440,500
	7	203,600	240,900	268,000	299,400	330,000	357,100	399,200	442,600
	8	205,200	242,000	269,000	300,900	331,300	358,800	401,200	444,800
	9	206,700	243,300	270,000	302,400	332,600	360,400	403,200	446,700
	10	208,400	244,700	271,000	303,900	334,400	362,100	405,500	448,800
	11	210,000	246,100	271,900	305,400	336,200	363,700	407,700	450,900
	12	211,600	247,500	273,000	306,900	337,900	365,300	409,900	452,800
	13	213,100	248,900	274,100	308,400	339,600	366,800	412,100	454,500
	14	214,800	250,300	275,200	309,800	341,300	368,500	414,400	456,300
	15	216,500	251,700	276,300	311,300	343,000	370,100	416,600	458,200
	16	218,200	253,100	277,300	312,700	344,600	371,700	418,900	460,100
	17	219,400	254,300	278,300	314,100	346,200	373,300	420,700	461,900
	18	221,000	255,600	279,300	315,500	347,900	375,100	422,600	463,700
	19	222,600	256,900	280,300	316,600	349,600	376,600	424,500	465,500
	20	224,100	258,100	281,300	317,600	351,200	378,200	426,300	467,200
	21	225,600	259,300	282,200	318,800	352,700	379,500	428,100	469,000
	22	227,200	260,500	283,200	320,000	354,300	381,100	429,900	470,500
	23	228,800	261,700	284,200	321,600	355,900	382,700	431,700	471,900
	24	230,400	262,800	285,200	323,200	357,400	384,200	433,500	473,200
	25	232,000	263,900	286,200	324,800	358,800	386,100	435,100	474,600
	26	233,700	265,000	287,200	326,200	360,500	388,000	436,600	475,900
	27	235,000	266,100	288,200	327,800	362,100	389,900	438,100	477,200
	28	236,300	267,000	289,500	329,400	363,700	391,700	439,600	478,300
	29	237,600	268,000	290,800	331,000	364,800	393,200	441,100	479,300
	30	238,700	269,000	292,000	332,400	366,300	395,000	442,400	480,000
	31	239,800	270,000	293,200	334,100	367,800	396,700	443,700	480,700
	32	240,900	271,000	294,500	335,700	369,300	398,300	444,900	481,400
	33	242,000	271,900	295,700	337,300	371,000	400,000	446,100	482,100
	34	242,900	272,700	296,900	338,700	372,800	401,400	447,400	482,700
	35	243,800	273,600	297,900	340,400	374,400	402,800	448,700	483,300
	36	244,800	274,400	299,100	342,100	376,100	404,200	449,900	483,900
	37	245,800	275,200	300,300	343,700	377,500	405,600	451,100	484,400
	38	246,700	276,000	301,600	344,900	378,800	406,800	451,900	485,000
	39	247,600	276,700	302,900	346,800	380,000	408,000	452,700	485,600
	40	248,400	277,400	303,900	348,500	381,400	409,000	453,500	486,200
	41	249,200	278,200	304,900	350,100	382,500	410,100	454,100	486,700
	42	249,900	279,000	305,900	351,600	383,400	411,300	454,700	487,100
	43	250,500	279,600	307,000	353,200	384,400	412,400	455,300	487,500
	44	251,100	280,300	308,200	354,800	385,400	413,500	455,900	487,800

	45	251, 800	281, 100	309, 300	356, 400	386, 200	414, 200	456, 600	488, 100
	46	252, 400	281, 800	310, 500	358, 100	387, 100	414, 900	457, 400	
	47	253, 000	282, 500	311, 600	359, 900	388, 000	415, 500	457, 800	
	48	253, 600	283, 200	312, 900	361, 700	388, 800	416, 200	458, 500	
	49	254, 100	283, 900	314, 200	363, 500	389, 600	416, 800	459, 000	
	50	254, 700	284, 600	315, 500	365, 000	390, 400	417, 400	459, 400	
	51	255, 300	285, 300	316, 700	366, 400	391, 200	417, 900	459, 800	
	52	255, 800	286, 000	318, 000	367, 800	391, 900	418, 300	460, 200	
	53	256, 200	286, 600	319, 300	369, 200	392, 600	418, 700	460, 600	
	54	256, 600	287, 300	320, 600	370, 700	393, 300	418, 900	460, 900	
	55	256, 900	287, 900	321, 900	371, 500	394, 000	419, 200	461, 200	
	56	257, 200	288, 600	323, 100	372, 400	394, 700	419, 500	461, 500	
	57	257, 500	289, 200	324, 400	373, 400	395, 200	419, 800	461, 800	
	58	257, 800	289, 900	325, 500	374, 300	395, 800	420, 100	462, 100	
	59	258, 100	290, 600	326, 400	375, 400	396, 400	420, 400	462, 400	
	60	258, 400	291, 100	327, 700	376, 300	397, 100	420, 700	462, 700	
	61	258, 700	291, 700	329, 000	377, 300	397, 500	420, 900	463, 000	
	62	259, 000	292, 300	330, 300	378, 200	398, 100	421, 200		
	63	259, 300	293, 000	331, 400	378, 900	398, 700	421, 400		
	64	259, 600	293, 600	332, 700	379, 600	399, 200	421, 700		
	65	259, 900	294, 200	333, 900	380, 200	399, 600	421, 900		
	66	260, 200	294, 800	335, 100	380, 600	400, 200	422, 200		
	67	260, 500	295, 500	336, 400	381, 200	400, 800	422, 500		
	68	260, 800	296, 100	337, 400	381, 800	401, 300	422, 800		
	69	261, 100	296, 700	338, 500	382, 500	401, 700	423, 000		
	70	261, 400	297, 200	339, 600	382, 800	402, 200	423, 300		
	71	261, 700	297, 700	340, 300	383, 500	402, 700	423, 600		
	72	262, 000	298, 200	341, 200	384, 200	403, 300	423, 800		
	73	262, 300	298, 800	341, 900	384, 800	403, 600	424, 000		
	74	262, 600	299, 300	342, 700	385, 100	404, 000	424, 300		
	75	262, 900	299, 900	343, 500	385, 600	404, 300	424, 600		
	76	263, 200	300, 300	343, 900	386, 200	404, 700	424, 800		
	77	263, 500	300, 800	344, 400	386, 800	405, 000	425, 000		
	78	263, 800	301, 300	345, 100	387, 100	405, 300	425, 300		
	79	264, 100	301, 900	345, 900	387, 700	405, 600	425, 600		
	80	264, 400	302, 400	346, 600	388, 400	405, 800	425, 800		
	81	264, 700	302, 800	347, 300	389, 000	406, 000	426, 000		
	82					406, 300	426, 300		
	83					406, 600	426, 600		

	84					406,800	426,800		
	85					407,000	427,000		
	86					407,300			
	87					407,600			
	88					407,800			
	89					408,000			
	90					408,300			
	91					408,600			
	92					408,800			
	93					409,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		200,300	227,800	254,000	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中</p>

改正後	改正前
<p>「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～7 (略) (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略) (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100 分の 107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100 分の 52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>

(開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	(給与に関する特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
号給	号給
給料月額	給料月額
円	円
1 405,000	1 <u>392,000</u>
2 455,000	2 <u>440,000</u>
3 508,000	3 <u>492,000</u>
4 574,000	4 <u>555,000</u>
2～4 (略) (給与に関する条例の適用除外等)	2～4 (略) (給与に関する条例の適用除外等)
第5条 開成町職員の給与に関する条例 (昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	第5条 開成町職員の給与に関する条例 (昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の <u>97.5</u> 」と同条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の <u>90</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の <u>95</u> 」と同条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の <u>87.5</u> 」とする。

第4条 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよ

うに改正する。

改正後	改正前
(給与に関する条例の適用除外等) 第5条 開成町職員の給与に関する条例 (昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の <u>96.25</u> 」と同条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の <u>88.75</u> 」とする。	(給与に関する条例の適用除外等) 第5条 開成町職員の給与に関する条例 (昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の <u>97.5</u> 」と同条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の <u>90</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(開成町職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

給与改定について

I 常勤職員及び暫定再任用職員の給与改定

1 令和7年人事院勧告の概要等

人事院は、令和7年8月7日に国家公務員の給与についての勧告・報告を実施しました。本年の給与勧告のポイントは、次のとおりです。

本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差 15,014 円 (3.62%) を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ (年間 4.60 月分→4.65 月分)

2 当町の対応

均衡の原則から国家公務員の給与水準を踏まえた給与水準を確保するため、人事院勧告と同様の給与改定を行います。

(1) 月例給（令和7年4月1日から遡及適用）

① 一般職給料表

若年層に重点を置いて給料表を改定

級	号給		引上げ額（実影響）		級別職員数
	最高号給	引上げ対象	最小	最大	
1級	81号給	全号給	12,000円	12,000円	2人
2級	81号給	全号給	10,500円	12,000円	18人
3級	81号給	全号給	9,900円	11,000円	26人
4級	81号給	全号給	10,700円	11,000円	24人
5級	93号給	全号給	10,800円	11,300円	21人
6級	85号給	全号給	11,300円	11,600円	20人
7級	61号給	全号給	12,400円	12,400円	11人
8級	45号給	全号給	13,300円	13,600円	5人
計					127人

※暫定再任用職員については、基準給料月額を 8,300 円から 12,100 円までの範囲で引上げ

② 現業職給料表

一般職給料表との均衡を基本に改定

級	号給		引上げ額（実影響額）		級別職員数
	最高号給	引上げ対象	最小	最大	
1級	117号給	全号給	(7,800)円	(12,500)円	0人
2級	117号給	全号給	(8,800)円	(23,900)円	0人
3級	117号給	全号給	(8,700)円	10,700円	1人
4級	117号給	全号給	(10,100)円	10,700円	1人
計					2人

※暫定再任用職員については、基準給料月額を 8,300 円から 8,400 円までの範囲で引上げ

(2) ボーナス（令和7年12月期ボーナスから適用）

① 一般の職員

期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分それぞれ引上げ

		6月期	12月期	計
令和7年度	期末手当	1.250月(支給済)	1.275月(+0.025月)	2.525月
	勤勉手当	1.050月(支給済)	1.075月(+0.025月)	2.125月
令和8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月

② 暫定再任用職員

期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分それぞれ引上げ

		6月期	12月期	計
令和7年度	期末手当	0.7000月(支給済)	0.725月(+0.025月)	1.425月
	勤勉手当	0.5000月(支給済)	0.525月(+0.025月)	1.025月
令和8年度	期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月
	勤勉手当	0.5125月	0.5125月	1.025月